

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

社会福祉事業施設団体職員共済事業規程細則

(目的)

第1条 この細則は、共済事業規程（以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、共済事業の細部の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(共済契約の解除)

第2条 規程第6条第1項に定める共済契約の解除については、真にやむを得ない特別な事情がある場合に限り、運営委員会の意見を聞いて解除することができる。

2 前項による共済契約の解除をした場合は、共済掛金のうち加入者本人が負担した金額のみを返還するものとする。

(育児休業等の特例)

第3条 加入者が共済加入期間中に育児休業等の理由により、所属長から俸給の全部または一部の支給を受けなくなった場合においても現実に退職するまでは、加入者として本規程及びこの細則を適用するものとする。

2 前項の場合において、共済掛金を納付しない場合には、その期間を在職期間から除いて退職手当給付金を算出するものとする。ただし、共済事業規程第8条第1項に定める給付確定額を求める場合とする。

3 共済事業規程第8条第1項に定める別表1における在職期間には、共済事業規程第7条第4項に定める掛金納付免除期間を含めるものとする。

(継続異動の特例)

第4条 加入者が甲の施設団体を退職し、さらに乙の施設団体に転職し引き続き本会に加入する場合は、前後の加入期間を通算することができる。ただし、この場合甲の施設団体の退職に係る退職手当給付金は支給しないものとする。

(共済掛金の端数処理及び負担区分)

第5条 規程第7条第1項に定める共済掛金について、俸給月額 $1,000$ 分の 54 で算出した共済掛金に 1 円未満の端数が生じた場合は、小数点以下を四捨五入するものとする。

2 前項により算出した共済掛金について、共済契約者及び加入者とでそれぞれ俸給月額の $1,000$ 分の 27 を負担する場合、 1 円の端数が生じたときは、その金額を共済契約者が負担するものとする。

(退職手当給付金の端数処理等)

第6条 規程第8条により算出した退職手当給付金について、1円未満の端数処理が生じた場合は、小数点以下を四捨五入した金額を支給額とする。

(資金の貸付け)

第7条 規程第11条第2項による貸付金額は、万円単位とする。

2 規程第11条第3項による貸付金額は、十万円単位とする。

(諸様式)

第8条 共済事業にかかる各種届出書等については、別表のとおりとし、福島県社会福祉協議会長が別に定め通知するものとする。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。